

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【公開番号】特開2019-69777(P2019-69777A)

【公開日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2019-017

【出願番号】特願2019-20234(P2019-20234)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/075 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/075

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月24日(2019.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

以上の課題を解決するため、本発明に係るシート装置は、

シート本体を前後方向にスライド自在に支持する左右のスライド部と、

前記スライド部の前端部に固定された前方支持脚と、

前記スライド部の後端部に固定された後方支持脚と、

前記前方支持脚及び前記後方支持脚に架け渡された補強部とを備え、

前記補強部は、

前記前方支持脚及び前記後方支持脚の一側部に取り付けられた第一壁部と、

前記前方支持脚及び前記後方支持脚の他側部に取り付けられ、前記第一壁部に対向する第二壁部と、

前記第一壁部及び前記第二壁部を連結する連結部とを有し、

前記スライド部と前記補強部との間の空間には、シート装置の駆動装置が配置されており、前記駆動装置は上下方向について前記連結部を避けて配置されていることを特徴としている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シート本体を前後方向にスライド自在に支持する左右のスライド部と、

前記スライド部の前端部に固定された前方支持脚と、

前記スライド部の後端部に固定された後方支持脚と、

前記前方支持脚及び前記後方支持脚に架け渡された補強部とを備え、

前記補強部は、

前記前方支持脚及び前記後方支持脚の一側部に取り付けられた第一壁部と、

前記前方支持脚及び前記後方支持脚の他側部に取り付けられ、前記第一壁部に対向する第二壁部と、

前記第一壁部及び前記第二壁部を連結する連結部とを有し、

前記スライド部と前記補強部との間の空間には、シート装置の駆動装置が配置されており、前記駆動装置は上下方向について前記連結部を避けて配置されていることを特徴とするシート装置。

【請求項 2】

請求項 1 に記載のシート装置において、

前記補強部には、他の部材取り付け用の他部材取付部が設けられており、

前記他部材取付部は、側面視で、前記補強部の前記駆動装置側に配置されていることを特徴とするシート装置。

【請求項 3】

請求項 2 に記載のシート装置において、

前記補強部には、二つの前記他部材取付部が設けられており、

前後方向について、二つの前記他部材取付部よりも広い範囲で、ビードが前記補強部に形成されていることを特徴とするシート装置。

【請求項 4】

請求項 2 又は 3 に記載のシート装置において、

前記補強部には、二つの前記他部材取付部が設けられており、

前記駆動装置は、前後方向について、二つの前記他部材取付部の間に配置されていることを特徴とするシート装置。

【請求項 5】

請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載のシート装置において、

前記駆動装置の上端は、前記後方支持脚の上端よりも上側に配置されていることを特徴とするシート装置。

【請求項 6】

請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載のシート装置において、

前記第一壁部及び前記第二壁部のそれぞれの上縁部及び下縁部には、前記第一壁部から前記第二壁部側又は前記第二壁部から前記第一壁部側に向かって延在するリブが設けられていることを特徴とするシート装置。

【請求項 7】

請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載のシート装置において、

床面に固定される延出用固定部と、

前記延出用固定部の前面部を押えるように前記スライド部の下面に固定される規制部とを備え、

前記駆動装置は、前方支持脚と前記規制部との間に配置されていることを特徴とするシート装置。

【請求項 8】

請求項 7 に記載のシート装置において、

前記駆動装置は、前後方向について、クッションサイドフレームの前面と前記規制部との間に配置されていることを特徴とするシート装置。

【請求項 9】

請求項 7 又は 8 に記載のシート装置において、

前記駆動装置の下端は、前記前方支持脚の下端部と前記延出用固定部の下端部とを結ぶ直線よりも上側に配置されていることを特徴とするシート装置。

【請求項 10】

請求項 1 から 9 のいずれか一項に記載のシート装置において、

前記駆動装置が、前後方向について二つの前記補強部の間に配置されていることを特徴とするシート装置。